

愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則（案）の概要

1 制定理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定しようとするものである。

2 主な内容

- (1) 学校運営協議会の設置に関すること。
- (2) 学校運営協議会委員の任免、任期等に関すること。
- (3) 会議の運営に関すること。
- (4) 学校運営協議会の権限等に関すること。

3 施行期日

令和 8 年 4 月 1 日

<参考> 本規則が定める内容

○設置に関すること

	内 容
対 象	全ての県立学校（中等、特支を含む。）
設 置	県立学校ごとに協議会を設置（複数の学校に一つの協議会を設置することも可能）

○委員に関すること

	内 容
人 数	10 人以内
任命対象	・地域住民 ・生徒の保護者 ・学校運営に資する活動を行う者 ・学校の教職員 ・学識経験者 等 ※任命に当たっては、あらかじめ校長の意見を聴取する。
任 期	任命の日の属する年度の末日まで（再任可）
義 務	守秘義務、その他協議会等の運営に著しく支障を来す言動等の禁止

○運営に関すること

	内 容
代 表 者	会長及び副会長（委員の互選による）
会 議	・会長が招集し、議長となる ・委員の半数以上の出席が必要 ・議事は出席委員の過半数で決定（可否同数の場合は、議長が決定） ・原則公開

○権限に関すること

	内 容
権 限	・校長が作成した学校運営の基本方針の承認 ・学校の運営及び職員の任用に関する事項に対する意見の申出
そ の 他	毎年度 1 回以上、学校の運営状況等について評価を実施

議案第 36 号

愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則を次のように定めるものとする。

令和 7 年 9 月 1 日提出

愛媛県教育委員会教育長 高 岡 哲 也

愛媛県県立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 47 条の 5 の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 愛媛県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、協議会の設置が適当と認める県立学校に協議会を設置するものとする。ただし、2 以上の県立学校の運営に関し相互に密接な連携を図る必要があると教育委員会が認める場合には、2 以上の県立学校について一の協議会を設置することができる。

2 教育委員会は、協議会を設置しようとするときは、あらかじめ対象学校（当該協議会が、その運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する県立学校をいう。以下同じ。）の校長（以下「校長」という。）の意見を聴くものとする。

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 10 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が任命する。

- (1) 対象学校の所在する地域の住民
- (2) 対象学校に在籍する生徒、児童又は幼児の保護者
- (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者
- (4) 対象学校の教職員

(5) 学識経験者

(6) その他教育委員会が必要と認める者

2 教育委員会は、委員を任命しようとするときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は、任命の日から同日の属する年度の末日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務等)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項のほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 協議会及び対象学校の運営に著しく支障を来す言動を行うこと。

(2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教活動等に不当に利用すること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、委員たるに適しない非行をすること。

(委員の解任)

第7条 教育委員会は、委員が次の各号のいずれかに該当する場合には、これを解任することができる。

(1) 前条の規定に違反したとき。

(2) 心身の故障のため職務の執行ができないと認めるとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、解任に相当する事由があると認めるとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対してその理由を示さなければならない。

(会長及び副会長)

第8条 協議会に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第9条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。ただし、会長及び副会長が選出されないときは、校長が招集し、校長が議長となる。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。
- 3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(会議の公開)

第10条 協議会の会議は、公開する。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

- 2 協議会の会議を傍聴しようとする者は、その旨をあらかじめ会長に申し出なければならない。

- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(学校運営に関する基本的な方針の承認等)

第11条 校長は、対象学校の運営に関して、次に掲げる事項について毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

- (1) 学校経営に関する事項

- (2) 教育課程の編成に関する事項

- (3) 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和46年法律第77号）第7条第1項に規定する業務量管理・健康

確保措置の実施に関する事項

- (4) その他校長が必要と認める事項

- 2 校長は、前項の規定により承認を得た基本的な方針に基づき、学校運営を行うものとする。

(意見の申出)

第12条 協議会は、対象学校の運営に関する事項（次項に規定する事項を除く。）について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べる
ことができる。

- 2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項のうち、対象学校の運営に関する基本的な方針の実現に資するもの（特定の個人に関するものを除く。）について、教育委員会に対して、意見を述べることができる。

- 3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べようとするときは、あらかじめ、校長の意見を聴くものとする。

(運営等に関する評価)

第13条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するための必要な措置)

第14条 教育委員会は、協議会の運営状況についての確な把握を行い、必要に応じて指導及び助言を行うとともに、協議会の運営が適正を欠くことによって対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生ずるおそれがあるときと認められる場合には、協議会の適正な運営を確保するための措置を講ずるものとする。

2 教育委員会及び校長は、協議会が適切な活動を行うことができるよう情報の提供及び説明に努めるものとする。

(委任)

第15条 この規則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

議案説明

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、県立学校における学校運営協議会の設置等に関し必要な事項を定めるため、この規則を制定しようとするものである。